

## 第6章 各構成資産の行動計画

第6章では、第5章の富士宮市行動計画に基づき、各構成資産の行動計画を示す。ここでは、観光地化されていない3つの構成資産について、「構成資産ごとの行動計画策定会議」を設置し、そこでの検討をもとに各構成資産の行動計画を策定した。

### 6-1 山宮浅間神社

#### ▲ 守る

---

#### 5-1-3 伝統文化の継承

##### (1) 伝統文化の継承

富士山本宮浅間大社と山宮浅間神社の両社に詣でる初申祭が4月に行われている。また、10月には例祭が行われている。

山宮地域に受け継がれた歴史、祭事、伝統に根ざした活動などの伝統文化を継承するために、山宮御神幸や山宮浅間神社の歴史を知るための勉強会、地域を知るためのイベント等を開催し、担い手を育成する。

##### (2) 文化財保護の体制づくり

行政と地域が協力し、保存管理組織をつくり、山宮浅間神社の管理（清掃・草刈・史跡管理等）を行う。

#### 5-1-4 環境保全活動の推進

##### (1) 美化活動の推進

行政、地域、団体、企業等の協働により、史跡周辺地域の美化活動を行う。また、美化活動を通じ、各主体の相互交流を活性化し、様々な連携の土台となる人材育成とともに、おもてなしの心、ホスピタリティの向上を図る。

▲ 受け入れる

5-2-1 アクセスルートの確立

(1) アクセスルートの整理及び整備

山宮浅間神社へのアクセスは、JR 富士宮駅からの路線バス運行が無いため、現状では国道 139 号、県道 180 号（登山道）からの、自家用車やタクシー等による直接アクセスに限られている。一方、中継拠点「富士山さくらの園」から約 5km と近く、国道 469 号の整備の進展により村山浅間神社やサテライト施設「富士山環境交流プラザ」がさらに近くなる。

このことから、中循環、小循環の様々な周遊ニーズに対応するため、富士山世界遺産センター（仮称）、中継拠点、サテライト施設、村山浅間神社と連携したパーク&ライド方式の周遊バスを運行する。また、混雑時には富士山世界遺産センター（仮称）、中継拠点、サテライト施設等へ誘導することで、周辺環境の保全、来訪者のスムーズなアクセス、急激な利用増加に対応できる交通体系を確立する。

臨時対策（ゴールデンウィーク等の行楽期）として、山宮スポーツ公園等の公共施設や民間の観光施設等と連携したバス運行を検討し、渋滞を回避する。

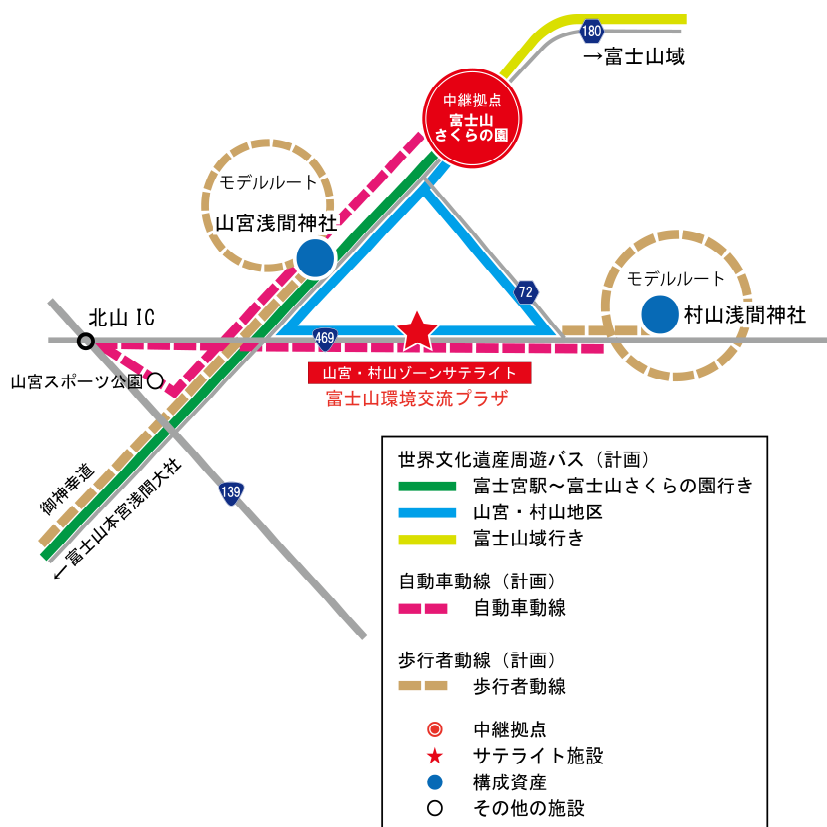


図 23 アクセスルートの体系図

(2) 周辺環境整備

県道 180 号から山宮浅間神社へ至る市道は幅員が狭く、歩道もない。また、処分場への大型車両が出入りするため、来訪者の歩行に危険を伴う可能性がある。そのため、処分場の乗り入れルートを見直すとともに、歩道整備等の安全歩行の検討が必要である。また、他の市道についても必要な整備を行う。

### (3) サイン整備

史跡周辺には現在、必要とされるサインが設置されていないことから、構成資産内の動線を基に、景観に配慮したデザインによる誘導・案内・注意等のサイン整備を進める。

### (4) 構成資産周遊方法の設定

山宮浅間神社は、かつては春と秋に山宮御神幸が行われ、浅間大社との歴史的つながりが感じられる資産である。集落内には構成資産の他にも各種の文化財が点在している。

このことから、御神幸道を歩くコース、山宮・村山ゾーンに着目したコース等、富士山世界文化遺産の視点で周遊するモデルルートを地域住民と協働で設定し、モデルルートの歩行環境を向上させることで、来訪者の安全を確保し、集落内の住環境の保全を図る。

## 5-2-2 ガイダンス機能の充実

### (1) 便益施設整備及び管理

平成24年度にトイレ及び山宮浅間神社の情報提供を行う案内所を整備した。整備後は、トイレ、案内所等の施設の開け閉め、防犯対応、鍵の管理などの取り決めを設定し、適切な維持管理体制を整える。また、パネル作品展等の事業を行い、地域活性化の拠点となるような機能も付加することで、防犯や美化の面で地域の目が行き届くようにする。

さらに、地域住民のみならず、企業・団体等が主体的に参加する教育活動や環境保全活動、交流活動を通じた維持管理の仕組みを検討する。



ガイダンス機能や休憩機能のあるトイレ

## 5-2-3 ルールの確立

### (1) 地域ルールの設定/関連マナーの明示/ルールの策定・運用の体制づくり

構成資産や地域住民の暮らしを守るため、来訪者と地域住民がともに守るべきルールやマナーを構築し、ガイダンス施設への掲示、パンフレット等やホームページへの記載等で周知を図り、遵守する。

県道180号沿いの緑豊かな農村集落景観は、現在の風情や趣を大切にしながら、一定の利便性や安全性も確保しなければならない。自治会機能を拡充した組織を設立し（区長、地元役員による組織化）、駐車場、自動販売機、土産物店、レストラン等の営業や立地、喫煙場所の設定、交通

## 第6章 各構成資産の行動計画

規制、関連マナーといった課題について話し合い、「山宮地域づくり宣言」のようなオリジナリティある地域ルールとしてまとめ、周知徹底する仕組みづくり、問題点を解決する方法を協議する場をつくる。

### (2) 文化財利用ガイドラインの設定

富士山を拝む遥拝所は、石塁の内部への立ち入りを禁止し、その外から見学者が富士山を望むことができるよう整備する。遥拝所は見学できるスペースがあまりなく来訪者の混雑が予想されるため、新たに文化財利用のガイドラインを設定する。

## 5-2-4 ガイド体制の整備

### (1) ガイド体制の整備

山宮浅間神社の歴史を中心とした地域の特徴や魅力を知ってもらえるよう、地域住民とガイドが協力する体制を整える。平成24年度に整備する案内所をガイドの拠点として活用する。

周遊バスでは、周遊バス利用者には味わえない構成資産のつながり、ストーリーを紹介するガイド体制を確立する。

## ▲ 活用する

---

## 5-3-1 地域資源のネットワークの確立

### (1) 地域、行政、企業、団体等の交流促進

山宮浅間神社周辺の観光事業者、行政施設、企業、様々な団体等と、周遊イベント、情報交換、連携（人材・資材の調達）、その他事業化に向けた検討・協議を行う場を設ける。

## 5-3-2 世界遺産による地域振興

### (1) ブランドイメージの構築

地域の産物を活用した地場産品に、「世界遺産」・「山宮-YAMAMIYA-」というブランドイメージを付加し、加工品の開発や商品化、流通や販路開拓等を支援する仕組みを構築し、富士山ツーリズムに組み込んで販売を推進する。

さらに、中継拠点、周遊拠点、サテライト施設と連携し、周遊チケットや割引チケットなどを活用した地場産品の販売促進等を検討する。

### (2) 物産販売施設等の整備

地域が主体となって市、民間企業等の協力のもと、山宮浅間神社周辺の景観と調和した物産販売施設等の整備を進める。

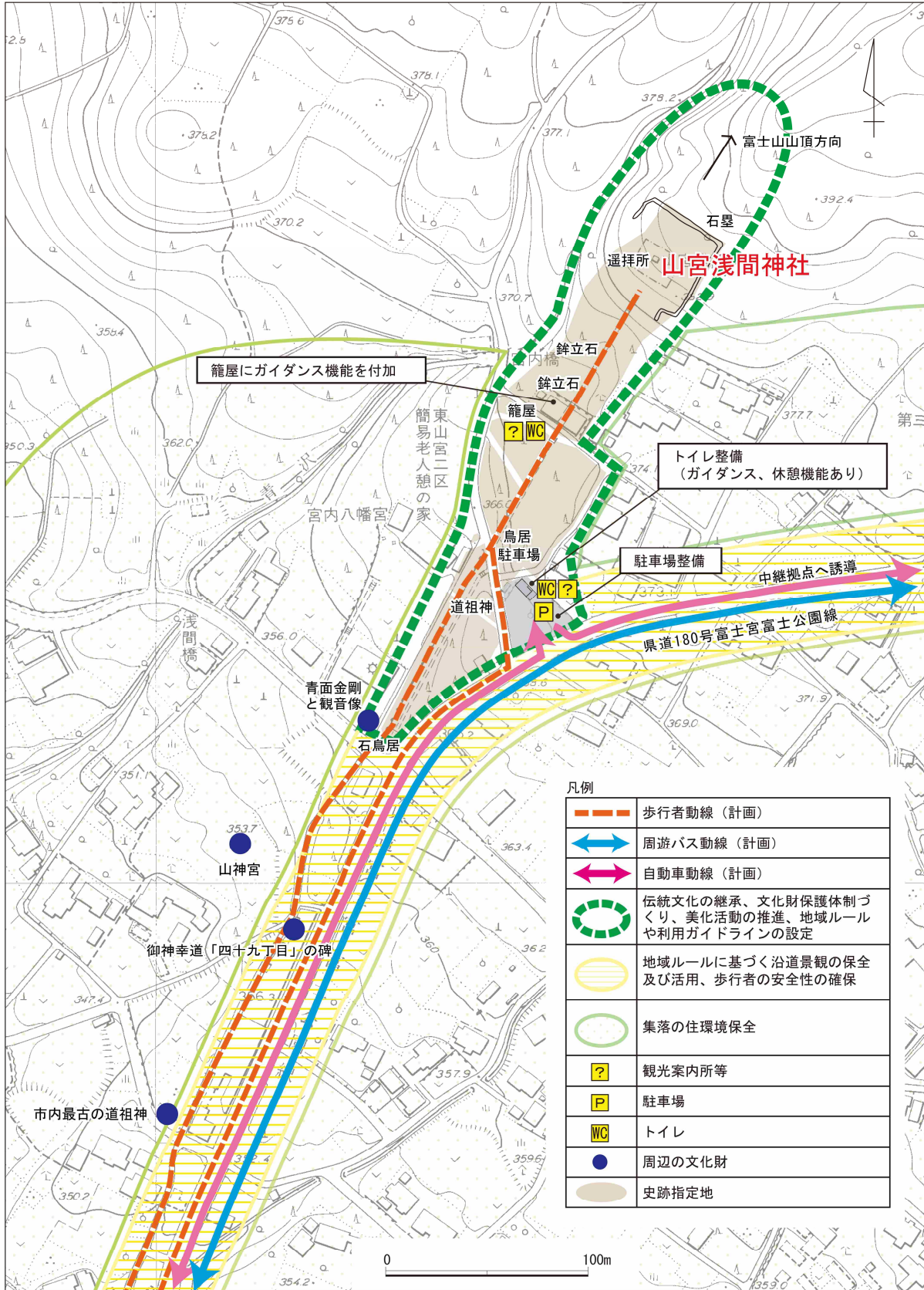


図 24 山宮浅間神社 行動計画方針図

## 6-2 村山浅間神社

### ▲ 守る

---

#### 5-1-3 伝統文化の継承

##### (1) 伝統文化の継承

毎年7月1日に開山祭のイベントが行われ、富士山入山式、京都聖護院から招いた修験者による護摩炊き、オールコック碑献花などが行われる。村山地域に受け継がれた歴史、祭事、伝統に根ざした活動などの伝統文化を継承するために、村山浅間神社、村山修験の歴史を知るための勉強会、地域を知るためのイベント等を開催し、担い手を育成する。

##### (2) 文化財保護の体制づくり

行政と地域が協力し、保存管理組織をつくり、村山浅間神社の管理（清掃・草刈・史跡管理等）を行う。

#### 5-1-4 環境保全活動の推進

##### (1) 美化活動の推進

行政、地域、団体、企業等の協働により、史跡周辺地域の美化活動を行う。また、美化活動を通じ、各主体の相互交流を活性化し、様々な連携の土台となる人材育成とともに、おもてなしの心、ホスピタリティの向上を図る。

### ▲ 受け入れる

---

#### 5-2-1 アクセスルートの確立

##### (1) アクセスルートの整理及び整備

JR 富士宮駅からの路線バス運行が無いため、現状では国道469号、登山道（県道180号）からの、自家用車やタクシー等による直接アクセスに限られている。一方、中継拠点「富士山さくらの園」から約5kmと近く、国道469号の整備の進展によりサテライト施設「富士山環境交流プラザ」や山宮浅間神社も近くなる。

このことから、中循環や小循環の様々な周遊ニーズに対応するため、富士山世界遺産センター（仮称）、中継拠点、サテライト施設、山宮浅間神社と連携したパーク&ライド方式の周遊バスを運行し、来訪者のスムーズなアクセス、急激な利用増加に対応できる交通体系を確立する。（p64-図23 アクセスルートの体系図参照）

また、県道72号から村山浅間神社へ至る市道は、幅員が狭く、集落の生活道路であることから、集落内の車両の乗り入れを規制し、バス等の大型車は集落入口、普通車は国道469号沿い、高齢者や障害者等の車両のみが神社周辺の駐車場を利用するように誘導する。

臨時対策（ゴールデンウィーク等の行楽期）として、民間の観光施設等と連携したバス運行を検討し、渋滞を回避する。

## (2) 周辺環境整備

県道 72 号から村山浅間神社へ至る市道は幅員が狭く、歩道もないため、来訪者の歩行に危険を伴う可能性がある。そのため、歩道整備等の安全歩行の検討が必要である。また、他の市道についても必要な整備を行う。

## (3) サイン整備

史跡周辺には現在、必要とされるサインが設置されていないことから、構成資産内の動線を基に、景観に配慮したデザインによる誘導・案内・注意等のサイン整備を進める。

## (4) 構成資産周遊方法の設定

村山浅間神社を有する村山地区の集落内には、村山三坊（池西坊・辻之坊・大鏡坊）の跡や山伏の住居跡、村山口登拝道の起点ともなった六道坂等の遺構等の文化財が点在している。

このことから、修験道や登山に着目したコース、山宮・村山ゾーンに着目したゾーン等、地域資源を富士山世界文化遺産の視点で周遊するモデルルートを、地域住民と協働で設定し、歩行環境を向上させることで、来訪者の安全を確保すると共に、集落内の住環境の保全を図る。

### 5-2-2 ガイダンス機能の充実

#### (1) 便益施設整備及び管理

平成 25 年度にトイレ及び村山浅間神社の情報提供を行う案内所を整備する。整備後は、トイレ、案内所等の施設の開け閉め、防犯対応、鍵の管理などの取り決めを設定し、適切な維持管理体制を整える。また、パネル作品展等の事業を行い、地域活性化の拠点となるような機能も付加することで、防犯や美化の面で地域の目が行き届くようにする。

さらに、地域住民のみならず、企業・団体等が主体的に参加する教育活動や環境保全活動、交流活動を通じた維持管理の仕組みを検討する。

### 5-2-3 ルールの確立

#### (1) 地域ルールの設定/関連マナーの明示/ルールの策定・運用の体制づくり

構成資産や地域住民の暮らしを守るため、来訪者と地域住民がともに守るべきルールやマナーを構築し、ガイダンス施設への掲示、パンフレット等やホームページへの記載等で周知を図り、遵守する。

村山集落内は、車両の乗り入れを規制し、来訪者が徒歩で移動するようルートを検討する。このため、集落内の景観は来訪者の印象を大きく左右する。農村集落の風情や趣を大切にしながら、一定の利便性や安全性を確保しなければならない。自治会機能を拡充した組織を設立し（区長、地元役員による組織化）、駐車場、自動販売機、土産物店、レストラン等の営業や立地、喫煙場所の設定、交通規制、関連マナーといった課題について話し合い、「村山地域づくり宣言」のようなオリジナリティある地域ルールとしてまとめ、周知徹底する仕組みづくり、問題点を解決する方法を協議する場をつくる。

## 第6章 各構成資産の行動計画

### (2) 文化財利用ガイドラインの設定

指定地内に唯一残る江戸時代の建造物「大日堂」の修復や護摩壇、水垢離場、龍頭池などの重要な遺構の整備も予定されている。このことから、新たに文化財利用のガイドラインを設定する。特に大日堂修復後の公開方法は学識経験者等の意見を踏まえて検討し、安全対策や料金徴収等を地域の協力のもとに取り決めを設定する。

### 5-2-4 ガイド体制の整備

#### (1) ガイド体制の整備

村山浅間神社の歴史を中心とした地域の特徴や魅力を知ってもらえるよう、地域住民とガイドが協力する体制を整える。平成25年度に整備する案内所をガイドの拠点として活用する。

周遊バスでは、周遊バス利用者にしか味わえない構成資産のつながり、ストーリーを紹介するガイド体制を確立する。

## ▲ 活用する

---

### 5-3-1 地域資源のネットワークの確立

#### (1) 地域、行政、企業、団体等の交流促進

村山浅間神社周辺の観光事業者、行政施設、企業、様々な団体等と、周遊イベント、情報交換、連携（人材・資材の調達）、その他事業化（世界遺産ブランドの食育学習・職業体験、村山にんじんの収穫体験、一般人でもできる修験道体験等の様々な体験プログラム）に向けた検討を行う場を設ける。

### 5-3-2 世界遺産による地域振興

#### (1) ブランドイメージの構築

村山地区には、伝統野菜「村山にんじん」があり、新たに村山にんじんゼリーとして加工するなどのプロジェクトを実施している。このように、地域の産物を活用した地場産品に、「世界遺産」・「村山-MURAYAMA-」というブランドイメージを付加し、加工品の開発や商品化、流通や販路開拓等を支援する仕組みを構築し、富士山ツーリズムに組み込んで販売を推進する。

さらに、中継拠点、周遊拠点、サテライト施設と連携し、周遊チケットや割引チケットなどを活用した地場産品の販売促進等を検討する。

#### (2) 物産販売施設等の整備

地域が主体となって市、民間企業等の協力のもと、村山浅間神社周辺の景観と調和した物産販売施設等の整備を進める。



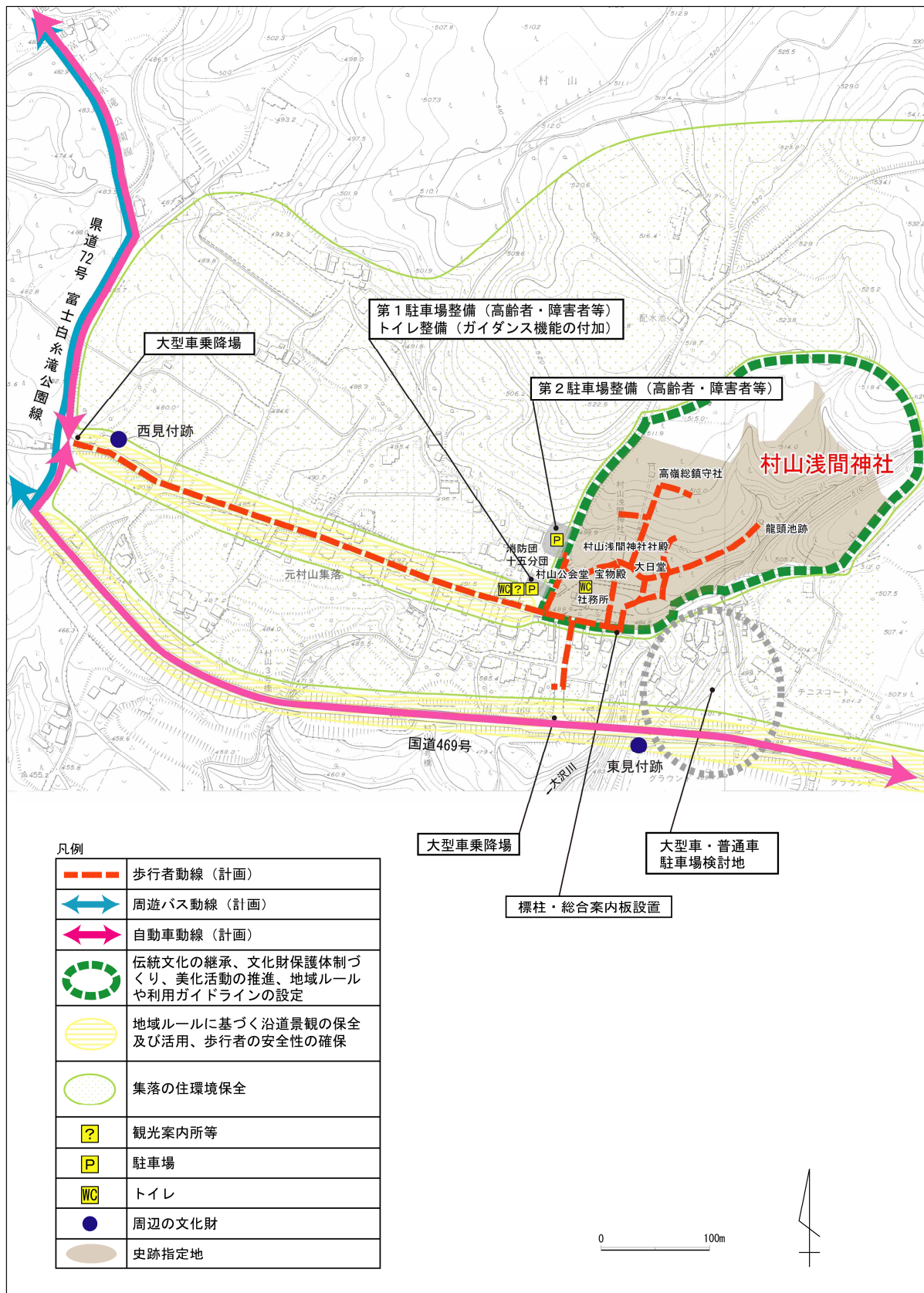


図 25 村山浅間神社 行動計画方針図

### 6-3 人穴富士講遺跡

#### ▲ 守る

---

##### 5-1-3 伝統文化の継承

###### (1) 伝統文化の継承

富士講関係者等による人穴への参詣が行われている。人穴地域に受け継がれた歴史、祭事、伝統に根ざした活動などの伝統文化を継承するために、人穴浅間神社、富士講の歴史を知るための勉強会、地域を知るためのイベント等を開催し、担い手を育成する。

###### (2) 文化財保護の体制づくり

行政と地域が協力し、保存管理組織をつくり、人穴富士講遺跡の管理（清掃・草刈・史跡管理等）を行う。

##### 5-1-4 環境保全活動の推進

###### (1) 美化活動の推進

行政、地域、団体、企業等の協働により、史跡周辺地域の美化活動を行う。また、美化活動を通じ、各主体の相互交流を活性化し、様々な連携の土台となる人材育成とともに、おもてなしの心、ホスピタリティの向上を図る。

#### ▲ 受け入れる

---

##### 5-2-1 アクセスルートの確立

###### (1) アクセスルートの整理及び整備

人穴富士講遺跡へのアクセスは、JR 富士宮駅からの路線バス運行が無いため、現状では県道 75 号からの、自家用車やタクシー等による直接アクセスに限られている。幹線交通の 国道 139 号が西側を通るが、人穴地区に直接接することなく、通過交通となっている。さらに、県道 75 号は幅員が狭く、バス等の大型車両の乗り入れには課題がある。

このことから、中循環や小循環の様々な周遊ニーズに対応するため、特に大型車両については周遊拠点「白糸ノ滝」やサテライト施設「道の駅朝霧高原」、「富士ミルクランド」や「ドライブインもちや」といった周辺の民間観光施設と連携したパーク&ライド方式による周遊バスを運行し、来訪者のスムーズなアクセス、急激な利用増加に対応できる交通体系を確立する。

###### (2) 周辺環境整備

県道 75 号は幅員が狭く、交互通行で、歩道もないため、バス等の大型車両に乗り降りする来訪者の横断に危険を伴う可能性がある。したがって、人穴富士講遺跡から北は、車道幅員を確保した上で路肩幅を調整し、片側に歩行者ラインを引いて、ドライバーへ歩行導線を視覚的に示すことで歩車共存を図る。人穴富士講遺跡から南は、現況の車道幅員および路肩幅を確保し、片側歩道を別途整備して歩車分離を図る。また、市道についても必要な整備を行う。

### (3) サイン整備

史跡周辺には現在、必要とされるサインが設置されていないことから、構成資産内の動線を基に、景観に配慮したデザインによる誘導・案内・注意等のサイン整備を進める。

### (4) 構成資産周遊方法の設定

白糸ノ滝や富士講といった北部ゾーンのルート等、地域資源を富士山世界文化遺産の視点で周遊するモデルルートを、地域住民と協働で設定し、歩行環境を向上させることで、来訪者の安全を確保すると共に、集落内の住環境の保全を図る。

## 5-2-2 ガイダンス機能の充実

### (1) 便益施設整備及び管理

平成24年度にトイレ及び人穴富士講遺跡の情報提供を行う案内所を整備した。今後は、トイレ、案内所等の施設の開け閉め、防犯対応、鍵の管理などの取り決めに市管理団体として設定し、適切な維持管理体制を整える。また、パネル作品展等の事業を行い、地域活性化の拠点となるような機能も付加することで、防犯や美化の面で地域の目が行き届くようにする。

さらに、地域住民のみならず、企業・団体等が主体的に参加する教育活動や環境保全活動、交流活動を通じた維持管理の仕組みを検討する。



ガイダンス機能や休憩機能のあるトイレ

## 5-2-3 ルールの確立

### (1) 地域ルールの設定/関連マナーの明示/ルールの策定・運用の体制づくり

構成資産や地域住民の暮らしを守るため、来訪者と地域住民がともに守るべきルールやマナーを構築し、ガイダンス施設への掲示、パンフレット等やホームページへの記載等で周知を図り、遵守する。

県道75号沿いは、豊かな木々の緑のトンネルが続く中に民家が点在する美しい山間景観である。現在の風情や趣を大切にしながら、一定の利便性や安全性も確保しなければならない。自治会機能を拡充した組織を設立し（区長、地元役員による組織化）、駐車場、自動販売機、土産物店、レストラン等の営業や立地、喫煙場所の設定、交通規制、関連マナーといった課題について話し合い、「人穴地域づくり宣言」のようなオリジナリティある地域ルールとしてまとめ、周知徹底する

## 第6章 各構成資産の行動計画

仕組みづくり、問題点を解決する方法を協議する場をつくる。

### (2) 文化財利用ガイドラインの設定

碑塔群の一部には、倒壊や損壊等が生じており、見学者の安全が確保できない状態もあることから、見学ルートを設定するなどの見学者の安全性確保を前提とした整備を行い、文化財利用ガイドラインを設定する。また、洞穴は、洞穴内を廻る木道が朽ちている部分があり、照明もなく、安全確保ができていない状況であることから、洞穴の公開方法を学識経験者や外部団体等の意見を踏まえて検討し、安全対策や料金徴収等を地域の協力のもとに取り決めを設定する。

## 5-2-4 ガイド体制の整備

### (1) ガイド体制の整備

人穴富士講遺跡の歴史を中心とした地域の特徴や魅力を知ってもらえるよう、地域住民とガイドが協力する体制を整える。平成24年度に整備した案内所をガイドの拠点として活用する。

## ▲ 活用する

---

## 5-3-1 地域資源のネットワークの確立

### (1) 地域、行政、企業、団体等の交流促進

人穴富士講遺跡周辺の観光事業者、行政施設、企業、様々な団体等と、周遊イベント、情報交換、連携（人材・資材の調達）、その他事業化に向けた検討・協議を行う場を設ける。

## 5-3-2 世界遺産による地域振興

### (1) ブランドイメージの構築

人穴地区周辺は、朝霧高原の牛乳・チーズ・バターといった乳製品、養豚をはじめとする畜産品、富士山の湧き水で育ったニジマス、白糸地区の「白糸コシヒカリ」、地酒等の地場産品がある。地域の産物を活用した地場産品に、「世界遺産」・「人穴-HITOANA-」というブランドイメージを付加するとともに、新たな加工品の開発や商品化、流通や販路開拓等を支援する仕組みを構築し、富士山ツーリズムに組み込んで販売する。

さらに、周遊拠点、サテライト施設、周辺の民間観光施設と連携し、周遊チケットや割引チケットなどを活用した地場産品の販売促進等を検討する。

### (2) 物産販売施設等の整備

周辺の民間観光施設と地域が主体となって市、民間企業等の協力のもと、人穴富士講遺跡周辺の景観と調和した物産販売施設等の整備を進める。

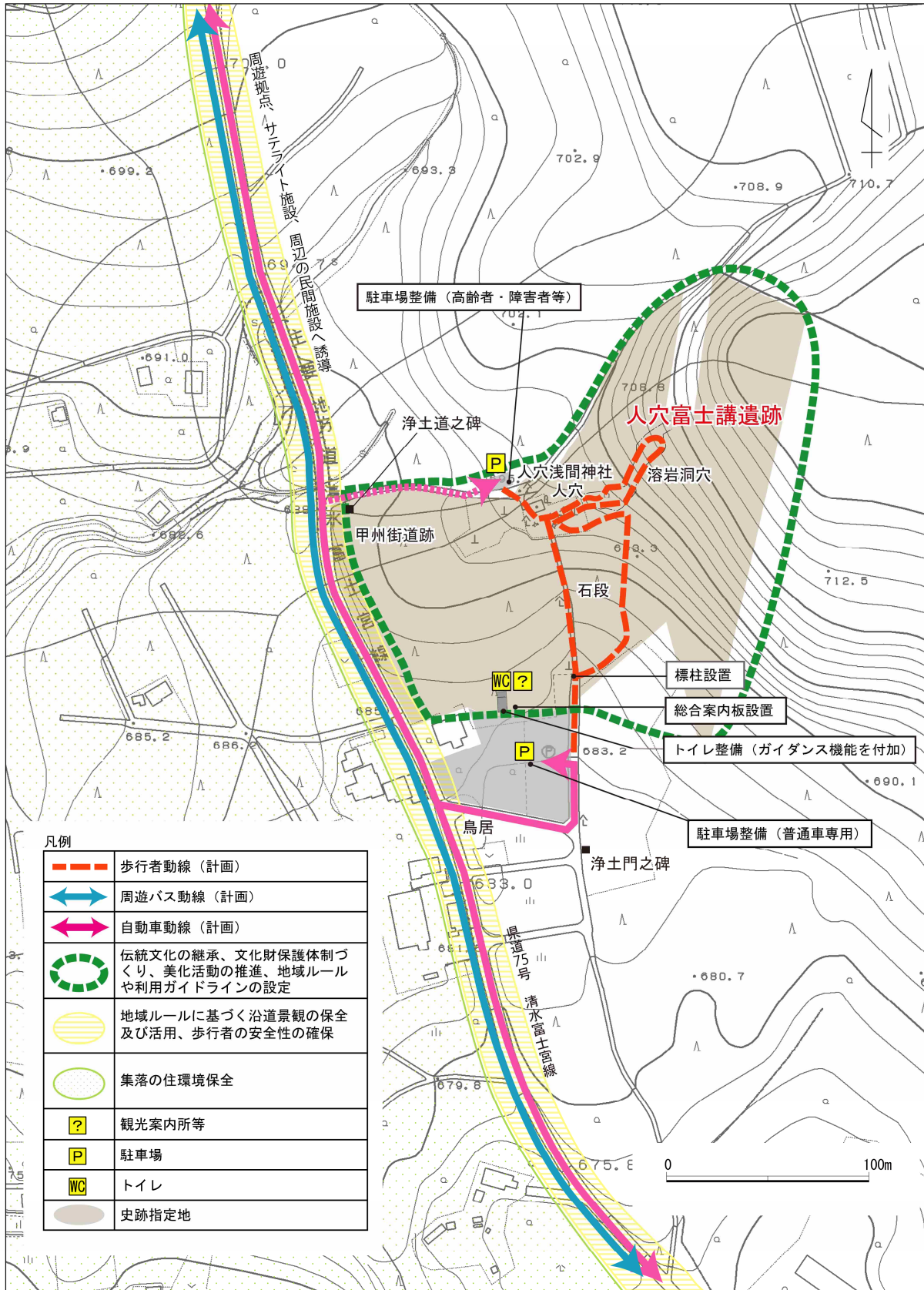
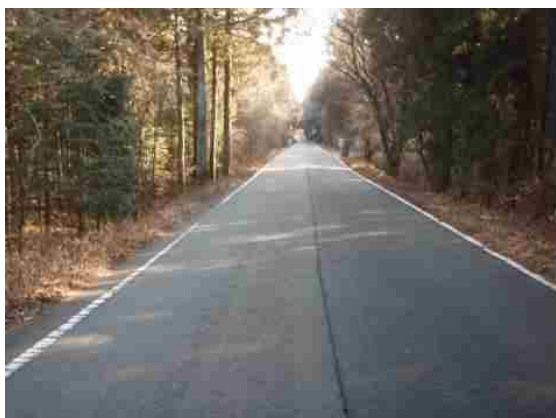
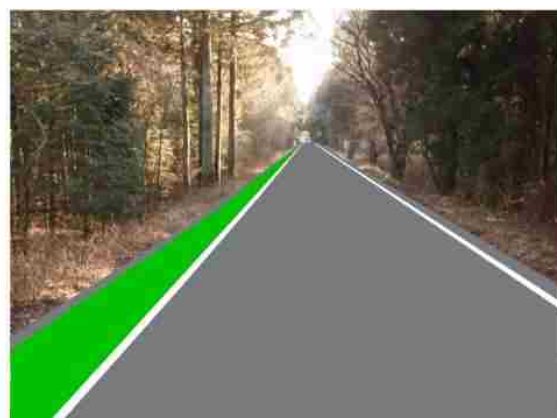


図 26 人穴富士講遺跡 行動計画方針図

第6章 各構成資産の行動計画



整備前



整備後イメージ

車道幅員を確保した上で路肩幅を調整し、片側へ歩行者ラインを引いて、ドライバーへ歩行導線を視覚的に示すと同時に、車両のすれ違いも可能にした歩車共存を図る。



整備前



整備後イメージ

車道幅員及び路肩幅を確保し、片側歩道を別途整備して、歩車分離を図る。

【事例】平泉の道路整備

